

工 作 物 石 綿 事 前 調 査 者 講 習 申 込 書

受付	受講希望(開催初日を記入) <input style="width: 100%;" type="text"/>	種 別	<input type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> 一般	領 収 証	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 会社名 <input type="checkbox"/> 受講者名	修了証番号 <input style="width: 100%;" type="text"/>
太 枠 内 の 記 入 を お 願 い し ま す。	ふりがな	<input style="width: 100%;" type="text"/>				
	氏名	<input style="width: 100%;" type="text"/>				
	生年月日	年 月 日				
	併記 氏名又は通称	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	<input style="width: 100%;" type="text"/>		
	現住所	〒 <input style="width: 100%;" type="text"/>				
		☎ <input style="width: 100%;" type="text"/> 連絡先(携帯など)				
	勤務先	〒 <input style="width: 100%;" type="text"/> ご担当				
		☎ <input style="width: 100%;" type="text"/> 内 <input style="width: 100%;" type="text"/>				
	修了証	修了試験合格者は、簡易書留で郵送します。				
	受講資格	<input type="checkbox"/> 受講資格区分 <input type="checkbox"/> 石綿作業主任者技能講習修了者 <input type="checkbox"/> その他 ※それぞれの受講資格証明書類(写し)の提出をお願いします。				
テキスト	<input type="checkbox"/> 工作物石綿事前調査者講習テキスト【改訂第2版】 ※最新改訂のテキストが必要です。					
交付日	年 月 日				備考	<input style="width: 100%;" type="text"/>

※ 開催決定の連絡を受けてから受講料、テキスト代の支払をお願いします。

(振込手数料は受講者負担となります。)

※ 入金確認後、テキストを郵送します。(修了試験に備えてください)

※ 入金後に取り消しの申し出があっても、原則として受講料等の返金はできません。

※ 併記希望に「有」を選択した場合、右欄に名称の記入をお願いします。

(住民票の提出をお願いする場合があります。)

※ 修了証に使用する写真(30mm×24mm)を裏面に名前を記載して提出してください。

※ FAXおよびメールでの申し込みの方は、受講当日、原本の提出をお願いします。

※ テキスト所有の場合は、□に×を記入して下さい。■☑□は購入と判断します。

※ 受講初日に本人確認を行います。運転免許証、学生証など本人確認ができるものを準備してください

【受講資格・証明書類】

①	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる 石綿作業主任者 技能講習を修了した者 石綿作業主任者技能講習修了証の写し
②	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して 2年以上 の実務の経験を有する者 (1)大学の工学科卒業証明書 (2)工作物に関する実務経験 2年以上 の職務内容証明書 ※ (1)と(2)両方必要です
③	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。④において同じ。)、工作物に関して 3年以上 の実務の経験を有する者 (1)修業年限3年の短期大学の工学科卒業証明書 (2)工作物に関する実務経験 3年以上 の職務内容証明書 ※ (1)と(2)両方必要です
④	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して 4年以上 の実務の経験を有する者(③に該当する者を除く。) (1)短期大学、専門職大学、又は高等専門学校の工学科卒業証明書 (2)工作物に関する実務経験 4年以上 の職務内容証明書 ※ (1)と(2)両方必要です
⑤	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して 7年以上 の実務の経験を有する者 (1)高等学校の工学科卒業証明書 (2)工作物に関する実務経験 7年以上 の職務内容証明書 ※ (1)と(2)両方必要です
⑥	工作物に関して 11年以上 の実務の経験を有する者 工作物に関して 11年以上 の実務経験があることを、事業場の責任者が証明する職務内容証明書
⑦	2006年(平成18年)4月1日(注)の前日までに特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、工作物石綿事前調査に関して 5年以上 の実務の経験を有する者 (注)以前は石綿作業主任者技能講習がなく、特化物作業主任者がその役割を担っていた (1)平成17年の改正前の特定化学物質等作業主任者技能講習の修了証の写し (2)工作物石綿事前調査の実務経験(注) 5年以上 の職務内容証明書 (注)工作物石綿事前調査者の補助の業務など ※ (1)と(2)両方必要です
⑧	建築行政に関して 2年以上 の実務の経験を有する者 実務経験 2年以上 の職務内容証明書
⑨	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して 2年以上 の実務の経験を有する者 実務経験 2年以上 の職務内容証明書
⑩	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者 職務内容証明書
⑪	労働基準監督官として 2年以上 その職務に従事した経験を有する者 実務経験 2年以上 の職務内容証明書

※「工作物に関する実務経験」とは、工作物の研究、設計、製作又は据付け等の業務の経験をいい、これらには工作物の解体工事又は改修工事の実務に関する経験が含まれます。

※職務内容証明書について、事業場をすでに退職している場合は、その事業場に依頼して同証明書を発行してもらうことが必要です。